

令和2年度第2次補正予算案等における 金融支援策

令和2年度第2次補正予算案等における金融支援策

融資

日本政策金融公庫等による資金繰り支援（実質無利子・無担保・既往債務借換） — 2

融資

民間金融機関を通じた資金繰り支援（保証料ゼロ、実質無利子化、借換保証） — 3

融資保険

株式会社日本貿易保険による海外日系子会社運転資金支援 — 4

融資

資本性支援

危機対応業務による中堅・大企業向け資金繰り支援 — 5

資本性支援

中小企業向け資本性資金供給・資本増強支援事業 — 6

資本性支援

出資等やファンドの拡充 — 7

日本政策金融公庫等による資金繰り支援 (実質無利子・無担保・既往債務借換)

第2次補正予算案における事業規模 32.6兆円

[財政融資等：27.6兆円 第2次補正予算案額 5.6兆円 (うち財務省・厚労省・農水省・内閣府計上2.7兆円)]

事業の内容

事業目的・概要

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、業況悪化を来している中小企業・小規模事業者・個人事業主（事業性のあるフリーランスを含む）等の資金繰り支援を継続実施するため、出資金により日本政策金融公庫等の財務基盤を強化します。

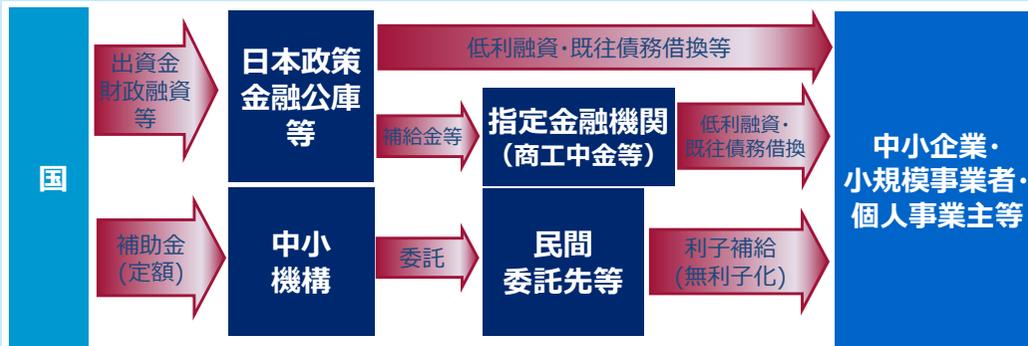
①日本政策金融公庫及び商工組合中央金庫等による特別貸付等

- 日本政策金融公庫及び商工組合中央金庫（危機対応融資）等が「新型コロナウイルス感染症特別貸付」等を実施します。
- 今回、特別貸付の貸付限度額及び当初3年間0.9%の金利引下げ限度額を拡充し、中小企業・小規模事業者・個人事業主（事業性のあるフリーランスを含む）の資金繰り支援に万全を期します。

②利子補給による実質無利子化

- 一定の要件を満たした事業者に対して、既往債務の借換部分を含め、借入後3年間の利子補給を実施することで、実質無利子化します。

スキーム図



※農林漁業者については、上記以外のスキームでの支援も実施。

※財政融資等27.6兆円には、6ページの中小企業向け資本性劣後ローンに対する財政融資等の一部を含む。

事業イメージ

①日本政策金融公庫及び商工組合中央金庫等による特別貸付

融資対象：新型コロナウイルス感染症の影響により、最近1か月の売上高が前年又は前々年比5%以上減少した方

※業歴3か月以上1年1ヶ月未満の場合等は、最近1か月の売上高が過去3か月（最近1か月を含む。）の売上高の平均額に比し5%以上減少していること等。

（※）個人事業主（事業性のあるフリーランス含み、小規模に限る）は、影響に関する定性的な説明でも可とするよう柔軟に運用

※商工組合中央金庫は別途、危機対応業務として中堅向け貸付等も実施

貸付限度：中小事業 **6億円**（別枠）、国民事業 **8千万円**（別枠）
商工中金等（以下、危機対応） **6億円**

貸付利率：当初3年間 **基準利率▲0.9%**、4年目以降基準利率

中小事業・危機対応1.11%→0.21%、国民事業：1.36%→0.46%

利下げ限度額：中小事業・危機対応 **2億円**、国民事業 **4千万円**

※貸付限度額・利下げ限度額は新規融資と既往債務借換の合計額

貸付期間：設備資金20年以内、運転資金15年以内

据置期間：**5年以内** 担保：無担保

基準利率：中小事業・危機対応1.11%、国民事業1.36%

※令和2年5月1日時点、貸付期間5年、信用力や担保の有無に関わらず一律

②利子補給による実質無利子化

適用対象：日本政策金融公庫等の新型コロナウイルス感染症特別貸付等により借入を行った事業者のうち、以下の要件を満たす方

	小規模事業者	中小企業者
個人	要件なし	売上高▲20%以上
法人	売上高▲15%以上	

補給上限：中小事業・危機対応 **2億円**、国民事業 **4千万円**、当初3年間

※利子補給上限は、新規融資と既往債務借換との合計金額

小規模要件：製造業、建設業、運輸業、その他業種は従業員20名以下
卸売業、小売業、サービス業は従業員5名以下

民間金融機関を通じた資金繰り支援(保証料ゼロ、実質無利子化、借換保証)

第2次補正予算案における事業規模 28.2兆円

[第2次補正予算案額 3.2兆円 (うち財務省計上1.4兆円)]

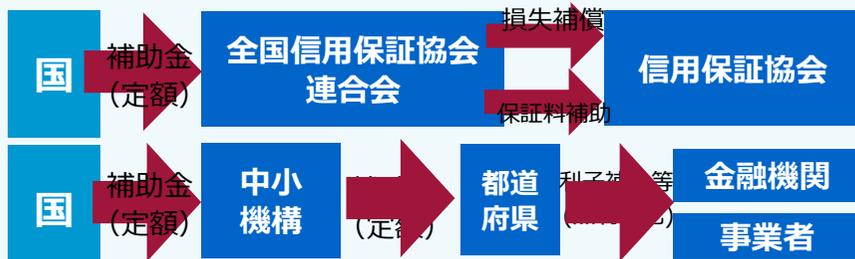
事業の内容

事業目的・概要

- 新型コロナウイルス感染症により売上が減少した中小・小規模事業者等に対して、制度融資を活用して保証料補助や実質無利子化を行うことで、信用保証を伴う民間金融機関を活用した資金繰り支援を令和2年5月1日より制度開始。
- また、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業者の資金繰りを緩和するため、信用保証付融資の既往債務の借換により、返済負担を軽減し、一定の要件を満たした場合には借換についても保証料補助や実質無利子化の対象とします。
- 今回、融資上限額を拡充し、資金繰り支援に万全を期します。

スキーム図

補助 (1.8兆円) 【経産省計上】



出資 (1.4兆円) 【財務省計上】



事業イメージ

- 新型コロナウイルス感染症の影響により経営の安定に支障を生じている中小・小規模事業者・個人事業者に対し、都道府県が実施する制度融資を活用し、保証料ゼロや実質無利子化を実現。

対象要件：新型コロナウイルス感染症の影響により売上が減少した事業者（セーフティネット保証4号、5号、危機関連保証の認定を受けた事業者が対象）

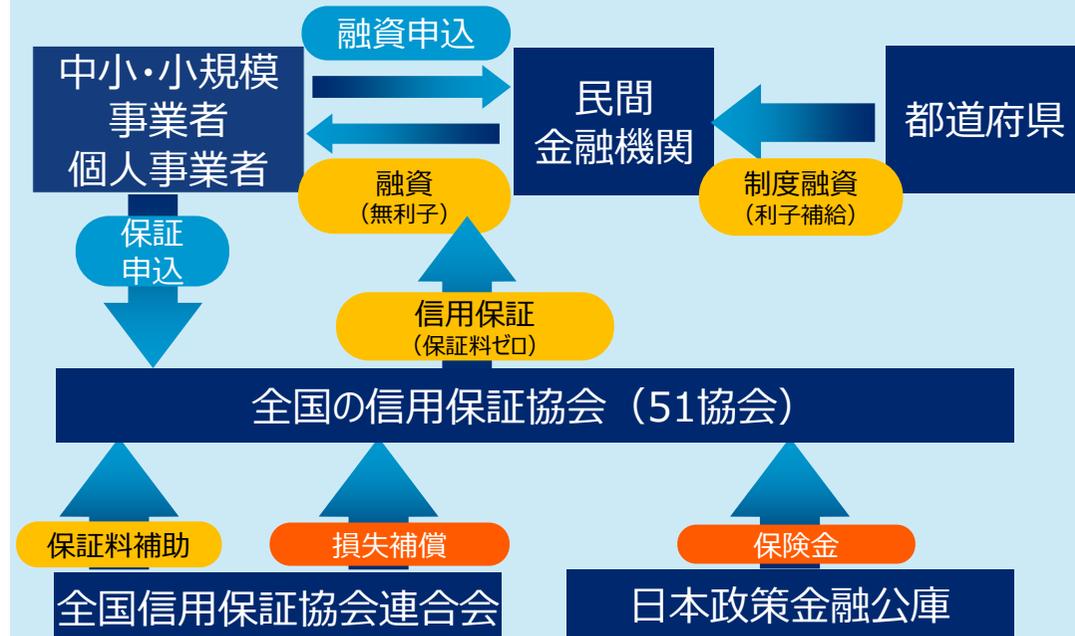
個人事業主(事業性のあるフリーランスを含み、小規模に限る)

▲5% 保証料ゼロ、無利子(当初3年)

中小・小規模事業者 ▲5% 保証料1/2

中小・小規模事業者 ▲15% 保証料ゼロ、無利子(当初3年)

融資上限額：4,000万円



株式会社日本貿易保険による海外日系子会社運転資金支援

融資保険

第2次補正予算案における事業規模 1.5兆円

[政府保証枠の拡充 0.2兆円]

事業の内容

事業目的・概要

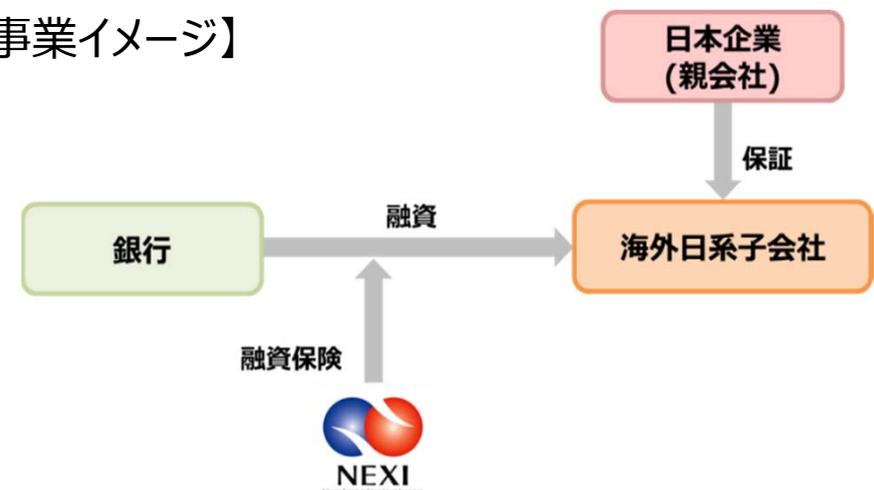
- 新型コロナウイルスの流行により、多くの日系企業の海外現地子会社の経営が悪化し、運転資金が途切れないよう手元流動性を確保する必要性が増しています。一方で、世界的に経済的リスクが顕在化したことで、資本市場は、資金供給に慎重になりつつあります。
- こうした状況を踏まえ、資金繰りが悪化している海外日系子会社に対して、民間金融機関が行う融資のリスクを株式会社日本貿易保険（NEXI）が前面に立って引き受け（海外日系子会社運転資金支援）できるよう、NEXIに対する政府保証枠を拡充します。

事業イメージ

海外日系子会社運転資金支援

- 新型コロナウイルスの終息時期や経済への影響に、引き続き不透明感がある中、NEXIが提供している貿易保険には、民間金融機関から、リスク軽減により融資を促進させる働きが期待されています。
- NEXIは海外現地子会社への民間金融機関による融資に対する付保を実施しますが、政府保証枠の拡充も踏まえて、保険引受枠を1.5兆円に設定します。

【事業イメージ】



危機対応業務による中堅・大企業向け資金繰り支援

第2次補正予算案における事業規模 10兆円（うち資本性劣後ローン最大5兆円）

〔財政融資等：10兆円 第2次補正予算案額 1.4兆円（うち、財務省・農水省計上1.2兆円）〕

融資

資本性支援

事業の内容

事業目的・概要

- 新型コロナウイルス感染症による影響を受ける事業者の事業継続のため、日本政策金融公庫の危機対応業務による資金繰り支援を行います。
- 日本政策金融公庫の貸付け等により、指定金融機関である商工組合中央金庫等が、業況が悪化している事業者の資金繰りを支援するため、長期の融資を行います。また、財務基盤が悪化している事業者に対して、資本性劣後ローンを提供します。これらの制度の実施にあたり、日本政策金融公庫が指定金融機関に利子補給を行うことで、中堅企業については▲0.5%の利下げを行います。

スキーム図



事業イメージ

(1) 危機対応融資

対象者	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、最近1ヶ月の売上高が前年又は前々年の同期に比し5%以上減少している者等
資金使途	運転資金・設備資金
適用金利	通常金利（中堅企業は当初3年間▲0.5%の利下げ）
貸出期間	設備資金：20年 運転資金：15年
貸出限度	上限なし

(2) 資本性劣後ローン

今後の更なる状況の悪化に備え、将来成長の可能性が十分にある地域経済にとって重要な事業者等に対して、資本性のある劣後ローンを提供することで、民間金融機関からの金融支援を促し、事業継続を支援します。

※中堅企業は当初3年間原則▲0.5%の利下げ

※「中堅企業」：資本金10億円未満であって中小企業者以外の法人

※商工組合中央金庫は危機対応業務の枠組みにおいて、中小企業・小規模事業者の支援も実施。詳細は2ページ（日本政策金融公庫等による資金繰り支援）を参照

※第2次補正予算案額1.4兆円には、日本政策投資銀行の危機対応準備金の積み増しに必要となる交付国債の償還財源（0.4兆円）等を含む

中小企業向け資本性資金供給・資本増強支援事業

資本性支援

第2次補正予算案における事業規模 1.4兆円

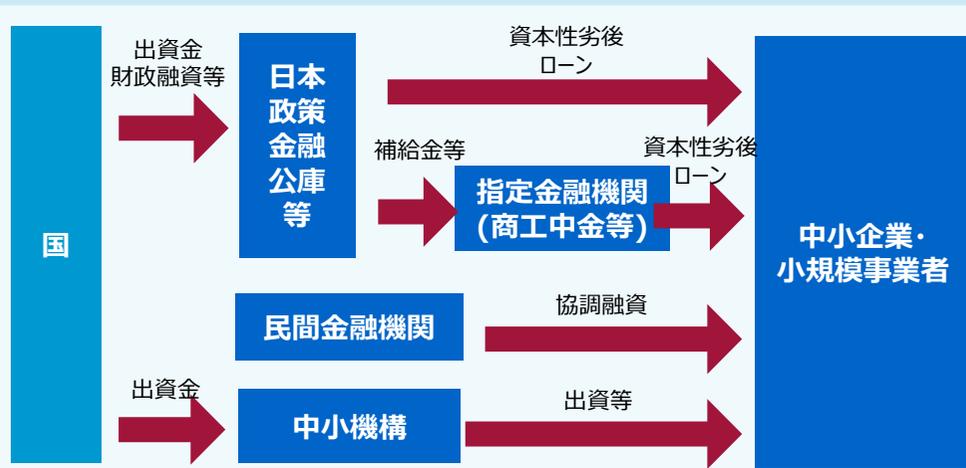
〔財政融資等：0.4兆円 第2次補正予算案額 1.3兆円（うち財務省・厚労省・内閣府計上0.1兆円）〕

事業の内容

事業目的・概要

- 新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業に対して、出資等を通じた資本増強策を強化することで、スタートアップの事業成長下支えや事業の「再生」により廃業を防ぐとともに、V字回復に向けた「基盤強化」を図ります。
- 具体的には、一時的に財務状況が悪化した中小企業等に対して、日本政策金融公庫及び商工組合中央金庫等が、民間金融機関が資本とみなすことができる長期間元本返済のない資本性劣後ローンを供給します。
- また、中小機構が出資する官民連携の中小企業経営力強化支援ファンド、中小企業再生ファンドを全地域で組成し、ファンドを通じた出資や債権買取等を行い、経営改善まで幅広い支援を実施します。

スキーム図



※中小企業向け資本性劣後ローンに対する財政融資等の一部は、2ページの財政融資等27.6兆円の内数として計上。

事業イメージ

(1) 資本性劣後ローン

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、キャッシュフローが不足するスタートアップ企業や一時的に財務状況が悪化し企業再建等に取り組む企業に対して、民間金融機関が資本とみなすことができる期限一括償還の資本性劣後ローンを供給することで、民間金融機関や投資家からの円滑な金融支援を促しつつ、事業の成長・継続を支援します。

【主な貸付条件】

- 融資対象：新型コロナウイルス感染症の影響を受けている、①スタートアップ企業、②企業再建に取り組む企業、等
- 貸付限度：最大7.2億円（別枠）
- 貸付期間：5年1ヶ月、10年、20年（期限一括償還）

(2) 中小企業経営力強化支援ファンド

- 地域の核となる事業者が倒産・廃業することがないよう、官民連携のファンドを通じた出資・経営改善等により、事業の再生とその後の企業価値の向上をサポートするなど、成長を全面的に後押しします。
- また、全国47都道府県の「事業引継ぎ支援センター」とも連携し、出資先企業の第三者承継を促進し、地域の事業再編にもつなげていきます。

(3) 中小企業再生ファンド

- 過大な債務を抱えた中小企業の再生を図るために、官民連携のファンドを通じて、債権買取りや出資等を行い、経営改善までのハンズオン支援を実施します。
- また、全国47都道府県の「中小企業再生支援協議会」とも連携し、再生計画の策定と事業再生を促進します。

出資等やファンドの拡充

○産業革新投資機構（JIC）の投融資枠拡充

- ▶ オープンイノベーションによる産業競争力の強化（事業再編、ベンチャー等）を支援するため、JICの投融資枠を拡充。
- ▶ 政府保証借入枠を1.5兆円拡充（事業規模2.8兆円）。

○日本政策投資銀行（DBJ）による特定投資業務の投融資枠拡充

- ▶ 新事業開拓や異業種連携等を支援するため、DBJの投融資枠を拡充。
- ▶ 産投出資1,000億円を措置（事業規模4,000億円）。

○地域経済活性化支援機構（REVIC）による支援の強化

- ▶ 財務基盤が悪化した地域の中核企業等に対する事業再生支援や、地域金融機関と連携したファンドを通じた資本性資金の供給等を実施。
- ▶ 政府保証借入枠を1兆円拡充（事業規模2.5兆円）。

○中小企業基盤整備機構が出資するファンドによる出資等の強化（再掲）

- ▶ 中小企業経営力強化支援ファンド、中小企業再生ファンドを全地域で組成し、ファンドを通じた出資や債権買取等を行い、経営改善まで幅広い支援を実施。
- ▶ 第2次補正予算案では一般会計予算600億円を措置（事業規模750億円）

※中小機構の出資比率が80%の場合